

一般社団法人日本美容外科学会定款第3章第4条第1項に基づき、会員細則を次のように定める。

第1条 この細則は、当法人を構成する会員に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2条

1. 正会員とは、日本国の医師免許ならびに（社）日本形成外科学会正会員の資格を有し、当法人の目的に賛同した者とする。

2. 名誉会員とは、当法人に対して特別功勞のあった70歳以上の者で、本人の同意を得て、会員選考委員会が推薦し、理事会の議を経たうえ、社員総会の承認を受けた者とする。

3. 特別会員とは、当法人の発展に永年にわたり貢献した70歳以上の者で、本人の同意を得て、会員選考委員会が推薦し、理事会の議を経たうえ、社員総会の承認を受けた者とする。

4. 関連会員とは、正会員の資格要件を満たさない医師、あるいは歯科医師、医学研究者であって、美容外科に格別の関心をもち、当法人の目的に賛同した者とする。

5. 準会員とは、医師あるいは歯科医師以外の医療に従事する者であって、美容外科に格別の関心をもち、当法人の目的に賛同した者とする。

6. 外国会員 (Corresponding Member) とは、当法人と海外との交流を密にするため、日本人以外の美容外科医、形成外科医の中から、会長が推薦し理事会の承認を経た者とする。

7. 海外会員 (Foreign Member) とは、日本国の医師免許を持たない美容外科医、形成外科医、もしくは、日本国以外の国に本拠を移した当法人の正会員または関連会員とする。

8. 賛助会員とは、美容外科に格別の関心をもち、当法人の目的に賛同した個人、任意団体又は法人とする

## 補 則

## 第3条

会員の入会金及び会費を次のように定める。

1. 正会員 : 入会金 15,000 円 年会費 15,000 円
2. 関連会員 : 入会金 15,000 円 年会費 15,000 円
3. 海外会員 : 入会金 20,000 円 年会費 30,000 円
4. 賛助会員 : 入会金 100,000円 年会費 100,000円
5. 準会員 : 入会金 5,000円 年会費 5,000円

#### 第4条

この細則は理事会の決議によって変更することができ、社員総会にて報告することによって実施できる。

#### 付 則

平成28年1月16日改訂

平成30年10月24日改訂